

陳 情 書 綴

(陳情第1号～第14号)

令和6年第1回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第	1号	年金制度について……………	1
陳情第	2号	最低賃金の引き上げ等について……………	3
陳情第	3号	行政にかかる諸問題についてのうち第1～5項……………	5
陳情第	4号	能登半島地震の復興支援についてのうち第1項……………	11

(議会運営委員会)

陳情第	3号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	5
陳情第	5号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13

(総務財政委員会)

陳情第	3号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	5
陳情第	5号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13

(市民人権委員会)

陳情第	3号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	5
陳情第	4号	能登半島地震の復興支援についてのうち本委員会所管分……………	11
陳情第	5号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13
陳情第	6号	自治会活動について……………	17

(健康福祉委員会)

陳情第	3号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	5
陳情第	5号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13
陳情第	7号	障害者施策の充実について……………	19
陳情第	8号	新型コロナウイルスワクチンについて……………	21

(産業環境委員会)

陳情第	5号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13
陳情第	9号	堺環濠都市北部地区についてのうち本委員会所管分……………	25

(建設委員会)

陳情第	3号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	5
陳情第	5号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13
陳情第	9号	堺環濠都市北部地区についてのうち本委員会所管分……………	25
陳情第	10号	西除川周辺整備について……………	29
陳情第	11号	公共交通について……………	31
陳情第	12号	公共交通について……………	33
陳情第	13号	公園について……………	35

(文教委員会)

陳情第	3号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	5
陳情第	5号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13
陳情第	14号	放課後施策について……………	37

年金制度について

陳 情 者 福岡県行橋市
小 坪 慎 也

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情

陳情の内容

昭和の時代からの制度と国際法の狭間で、様々な省庁が人道主義や特例対応を許した結果、本来の立法主旨からかけ離れた制度運用となり、日本人と外国人がいがみ合うような不公平が生じている。国の制度の問題であり地方行政では対応できません。大部分が法定受託事務であることに鑑み、現場となる地方から財政問題として声を上げる必要があるため調査および改善を求める意見書の採択を陳情する。

<陳情事項>

1. 脱退一時金の運用において、日本人と外国人の被用者間で退職時の不公平が生じている。
生活保護予備群を無尽蔵に生み出す制度運用であり、地方財政上の問題がある。
72万件もの外国人の年金制度脱退を裁定するも、国側はその動向を把握していない。
厚生労働大臣が国会で答弁した今、調査および改善の要望を地方から挙げて頂きたい。

受理年月日 令和5年11月24日

最低賃金の引き上げ等について

陳 情 者 堺市堺区

大阪労連堺労働組合総連合

議長 山 道 崇 之

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」

の採択を求める陳情書

陳情の内容

昨年から続いている物価の高騰が、堺市民の生活を圧迫し、特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えています。

2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。物価高騰から労働者の暮らしを守り、コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできません。最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっています。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースです。このベースを一律にしなければ、どんな経済対

策を講じても日本経済を再生することはできません。

地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の四か国（全体の3%、2013年）のみです。米国は州ごとにも最低賃金が決められていますが、連邦最賃は全国一律最低賃金制です。日本も批准するILO最低賃金決定制度勧告（第30号、1928）が「同価値労働対する男女の同一報酬の原則」と「労働者が妥当な生活水準を維持しえるように考慮する」ことを規定しているのは当然のことです。

16年で2倍に広がった最低賃金の地域間格差は、あまりに大きく、実現には様々なハードルがあるのも事実です。しかし、私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。政府として、相応の財政捻出する決断も含め、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。

全国一律制にするとともに最低賃金を引き上げるためには、国による抜本的な中小・零細企業支援の強化が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げることで、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して意見書を提出するよう陳情します。

受理年月日 令和6年1月25日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

新日本婦人の会堺支部

代表 長川堂 いく子

岡 本 華 子

滝 口 和 美

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、ジェンダー平等をめざす立場から、若者、子育てから高齢者までの幅広い世代の会員の願いや要求を汲み上げ、女性ならではの様々な問題からの生きづらさを解消できるようにと草の根の運動を進めています。そのためもっとも身近な市政に対して、政令市の権限と財源を大いに活かし、市民が主人公で誰もが安心して暮らせる堺市であってほしいと切実に願っております。

また万博の建設費がかさみ、撤去費用など合わせればさらに膨大な税金が使われるのは明らかです。多くの府民が万博中止の声を挙げています。まして防災対策やインフラ整備もままならないところに、子どもたちを見学に行かせるのは不安です。今は万博・IRカジノ建設より、能登半島大震災に国も大阪府・市も救援に力を入れるべきではないでしょうか。堺市議会として、引き続き万博中止について議論してください。

また世界で激しい戦闘状況が繰り広げられ、一刻も早く停戦し平和を取り戻さねばなりません。そのためにも堺市も国に対して、日本政府の役割を果たし平和に貢献するよう求めてください。市民の命とくらしを守るための予算の増額を国に対して要望して下さい。「自治体と市民の繋がり強化」「安全・安心の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願い、ここに陳情いたします。

<陳情事項>

1. 「2025年大阪・関西万博」については、膨張する夢洲の会場建設費、積算できない撤去費用など、多くの府民が中止を訴えています。能登半島震災復興が急がれる今、労働者や資材を万博に使うのではなく震災復興に費やすべきです。堺市議会として中止の声を国・大阪府・市に

届けてください。

2. 加齢性難聴の補聴器購入助成制度をつくってください。国に対して引き続き、粘り強く要望してください。
3. マイナンバーカードについて、保険証廃止に反対し、今まで通り本来の健康保険証が使用できるよう、国へ要望してください。
4. 憲法9条を守り、沖縄や南西諸島の軍備をしないように国に対して求めてください。
5. 「核兵器禁止条約」はすでに署名が93か国、批准が70か国になっています。被爆国である日本が署名・批准をするよう国に求めてください。

議会運営委員会審査分

6. 11月号の「議会のうごき」は、多数で否決された案件をことさら詳しく説明しており公平性に欠くと考えます。公平性を担保するためにも紙面を拡充し議会だよりを別刷りにして下さい。

総務財政委員会審査分

7. 「2025年大阪・関西万博」については、膨張する夢洲の会場建設費、積算できない撤去費用など、多くの府民が中止を訴えています。能登半島震災復興が急がれる今、労働者や資材を万博に使うのではなく震災復興に費やすべきです。堺市として中止の声を国・大阪府・市に届けてください。堺市においても堺浜のホテルの着工も危ぶまれます。賃料の滞納問題を市民に明らかにし、インバウンド優先の方針を直ちに見直し、何が今市民に必要なか、市民の暮らしを守る政策を強めてください。
8. 「広報さかい」に、セーフティネット情報（無料定額診療・子ども食堂・食糧支援等）を大きく取り上げ続けて下さい。また堺市ホームページを分かりやすく検索しやすいようにして下さい。
9. 「広報さかい」において、インターネット環境を持たない人に対する配慮は必要です。二次元コードばかりではなく高齢者向けの情報は、具体的な日程などを掲載してください。一方、高齢者向けの無料スマホ教室の充実を引き続き行ってください。
10. 現行の「選挙公報」配布には様々な条件があるのは承知しています。1日でも早く届くように、少なくとも各区役所市政情報コーナーでの配布は全戸配布を待たずに実施してください。選挙啓発についても「効果」と「費用」を勘案すべきことなのか、市の財政の使い方を考えて、使うべきところには使い、本当の無駄をなくしてください。
11. 権利としての投票が保障されるように「誰もが投票しやすい環境づくり」を行ってください。介護認定者には、郵便投票ができるように強く法改正を働きかけて下さい。

高齢化が進み、近くに投票所があっても、校区割りの都合で行けない場合があります。投票所を増やすとともに地域割りで投票所を設置する等柔軟に対応してください。又、投票所のバリアフリー化もさらに進めてください。国民が政治に参加する権利を保障するために投票を正確に集計してください。

市民人権委員会審査分

12. 南海トラフ地震が必ず来ると言われています。体育館の避難所としての設備の充実は勿論の事、きめ細かなケアを必要とする人々のために福祉避難所を増やしてください。プライバシーを守り女性の性被害がおこらないような避難所の在り方を検討してください。
13. 堺市内に6館の公民館がありますが、人口に対して6館では少なすぎます。遠くて利用できないのが現状です。どういうふうに利便性を高められるのでしょうか。制度趣旨と言わず、公共交通が利用できないところは乗合タクシーを利用できるようにしてください。
14. 女性が社会活動しやすいように、各区に女性センターをつくってください。また図書館や区役所など公的施設の空部屋も利用させてください。
15. 「リプロダクティブヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の観点から学校・公共施設のトイレの個室には、トイレットペーパーと同様に生理用品を常備してください。身心の健康状態の把握のために対面配布とありますが、心身の状態把握は「男・女」とも必要な事です。生理用品の把握とは別に行ってください。
16. 非核宣言都市として、園や学校教育、そして市民に平和の取り組みを拡げてください。また市民の取り組みに対してさらなる後援・支援をしてください。
17. 深井水賀池公園の開発について、商業施設などの誘致で今までの店舗への影響が危惧されます。水が池の名称や歴史、親水性や自然を生かし、水鳥や生物の保存も考え、市民が親しめる居場所を望みます。広く市民の声を聞き、市としても参画し、市民が楽しめる公園にしてください。中区以外の市民には周知されていません。進捗状況を教えてください。

健康福祉委員会審査分

18. 子ども医療費を完全無償化にするよう要望します。
19. 国民健康保険料の高い市区町村上位50の内、大阪府は30自治体を占めていると聞きます。2014年の全国知事会の提言にもある様に、国費負担によって高すぎる国保料を下げる必要性は明らかです。2024年度は、一人当たり7,445円もの引き上げになるとのことですが、大阪府国民健康保険運営方針には法的拘束力はなく、努力義務であると伺いました。市町村の法で定められた国保料の決定権を生かして負担軽減に努めてください。
20. 女性に多いケア労働者の賃金が低く、各事業所では人手不足が常態化しています。待遇改善

を行うように事業者への支援を市としても行ってください。

21. かつての戦争の体験が風化しないよう大仙公園の「平和の塔」の存在と意義を市民に伝えるように努めてください。また「平和の塔」の調査と共に改修に努め、塔の資料を公開してください。
22. 子どもを安心して預けられるよう保育予算を増やし全ての乳幼児の保育料と3歳児からの給食費の無償化を要望します。
23. ヤングケアラーへの支援と相談の窓口として「堺市ユースサポートセンター」が開設されましたが、今後も増やしていくように要望します。

建設委員会審査分

24. 地域の足となるバス路線を維持するために、市としても南海バス・阪堺電車を支援し、住民が安心して移動できるよう本数など充実させてください。おでかけ応援制度を障がい者や妊産婦にも拡充してください。
25. SMIプロジェクトについては現在行われているSMI美原ラインの実証実験結果と美原区在住の住民の声を十分に聴いて検討してください。SMI都心ラインについては現行のシャトルバスがどうなるかなど様々な課題があります。現在検討が続いている公共交通活性化協議会やSMI都心ラインなど推進協議会の議論に「市民」の声が届いていないのではないかと危惧しています。
26. 自転車は日常生活に便利で、多くの人たちが利用しています。しかし交通事故に占める自転車事故の割合が高くなっています（特に若者と高齢者）。堺市でも、一部分折角ひかれた自転車レーンが、青線や青点線、白線などが混在し、車道との境界に物理的な区分がないため、自動車との接触や駐車している自動車が邪魔になり、自転車レーンを走行することに危険を感じます。「第2次自転車活用推進計画」の目標にあるように「歩行者、自転車、及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車走行空間の計画的な整備」を速やかに進めてください。また、公的駐輪場の設置、拡充を望みます。
27. 自転車事故が増加しています。安全に走行できるよう啓発活動に取り組んでいただいていると思いますが、自転車ヘルメット購入の助成制度を設けてください。
28. 堺市として災害時も安心して利用できる上下水道設備の敷設につとめてください。そのためにも民間委託はしないでください。

文教委員会審査分

29. 乳幼児から高齢者まで生涯にわたって自己教育に資する市立図書館は市民の財産です。図書館資料の費用を増額してください。司書職員は、地域の事情に精通し、資料に関する専

門知識と経験の蓄積が求められます。専門性の高い司書人材（学校司書もふくめて）を長期的に育成・確保するために、今後も引き続き計画的に正規採用で拡充して行ってください。一校に一人学校司書を配置してください。

30. 堺市のある中学校では、「生理用品をトイレの個室に」という話を生徒会でしたけれど、男性教諭が否定的な反応をされたという事です。「自他ともに尊重される関係性の獲得」が必要です。意識啓発のために、大人も子どもも「包括的性教育」を学ぶ場を提供する等先進的な取り組みを積極的に行ってください。
31. 堺市独自で採用計画を立て、正規の教職員を増やしてください。堺市は精神疾患で休まざるをえない教職員が全国でトップとの報道もあり、講師不足も常態化し、支援が必要な子どもが増えています。ゆとりある人員配置は教職員と子どもたちの安全と学習を保障するために必要不可欠です。
32. のびのびルームなど放課後児童対策事業はプロポーザルを見直し、堺市として公的責任をもって運営してください。民間事業者は利益を求め、利益がなければ撤退につながり、子どもたちの為にはなりません。教育に関しては、あくまでも公的責任をもって運営してください。環境整備については保護者・関係者の意見を聞いて運営が行えるように予算を増やしてください。
33. 「義務教育は無償」という憲法に則り、学校給食の無償化を恒常化出来るように要望します。2025年度から始まる中学校給食に向けては、教室の環境整備はもちろん、人員配置を増やして給食時間の保障を確保してください。
34. 中学校の早期の少人数学級実現を要望します。
35. 「さかい学びサポート事業」は廃止されましたが、学習についていけない子どもたちが傍にいる大人から学べる場を作るように要望します。スタッフの確保は雇用条件を良くすれば解決できることであり、どの子どもにも基礎学力がつくよう、多くの人材を確保して復活させてください。また、パソコンのコンテンツを活用して具体的にどのように取り組み、どのような成果があったのかをお示してください。
36. 学校に行きづらい子どもたちが増える中、居場所作りが行われていますが、学校以外の公的機関や民間施設の利用に関する費用が大きな負担となっています。予算を増やし誰でもいつでも利用出来るように要望します。
37. 体育館のエアコン設置を教育環境と避難所環境の視点で早期実現を要望します。急な災害時を想定した避難対策と教育支援対策を策定することを要望します。
38. 学校のあり方を変える「学校群制度」ではゼロベースの予算で現場の負担ばかりが大きく増え、拙速なやり方に多くの人が不安を持っています。「授業やカリキュラムの改善」などは学校群でなくても今すぐ考え実行出来ることです。「学校群制度」は撤回してください。

39. 万博への校外学習参加で交通費などが保護者負担になるのかなど、多くの疑問が寄せられています。万博会場のインフラなど環境整備や防災対策もまだまだこれからという中で、校外学習や行事の参加を強制することがないように要望します。
40. 小・中学校のトイレに生理用品の設置を早急に実現するよう要望します。
41. 学校や園での式や行事に日の丸や君が代を押し付けないで下さい。

受理年月日 令和6年2月1日

能登半島地震の復興支援について

陳 情 者 堺市堺区

「今、万博より復興支援を！」市民アピールの会

田 中 晋 一

陳情の内容

能登半島地震から1ヶ月、いまだに水道も電気も復旧せず、身体を休める安全なところもなく、車中や、暖房設備もない体育館などで不安な日々を過ごしている避難の方々が2万人近くおられます。

堺市でもいち早く消防や警察、医療チームや職員が支援に駆けつけておられますが、被害の実態は日を追うごとに甚大で、かつてなく大きい地震だったことが明らかにされてきています。

私たち堺市民の多くも、被災者の窮状に心を痛め、被災支援に募金など取り組んでいますが、市としても設備の整った住宅の提供や義援金を送るなど、復興支援に全力をあげてください。

また、この非常事態において、資材高騰や人手不足、埋立地の夢洲地盤の脆弱さや有毒ガス、夢洲へのルートが橋と地下鉄のみの危険性、遅れに遅れているパビリオン建設など、万博建設自体が能登半島地震支援復興の妨げになるのは明らかです。

カネ、ヒト、モノを半年間の万博に費消する愚はやめて、今、何より能登半島地震に苦しむ人々のいのちと暮らしを支えるために全力を尽くしてほしいと陳情します。また、堺市として大阪府・市に「今すぐ万博やめて、復興支援に全力を！」と要請していただくことを望むものです。

<陳情事項>

1. 「万博を中止して復興支援に全力を」と、国と大阪府に要請してください。

市民人権委員会審査分

2. 堺市として2024年能登半島地震の復興支援に全力を尽くしてください。

受理年月日 令和6年2月1日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区
藤 村 光 治

陳情の内容

堺市の財政危機宣言は解除になりました。市長・議員・職員のお陰で堺市の市民はありがとうございます。行政改革が正しかったと思います。

国（自・公）で臨時特別給付金の支給されました。

生活者や事業者の支援を目的としたプレミアム商品券を発行する事業に要する、支援されました。

「自治体と市民の繋がり強化」「安全・安心の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願い、ここに陳情いたします。

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 国では、政治と金（パーティー）。堺市でも、「政治と金」前市長でありました。議会でパーティーをやめてください。

投票率が40%です。若い人がいけません。

堺市は若い人の（子育て支援）がありません。

広報で市長の発言や48人の議員の発言を知らせてください。

総務財政委員会審査分

2. 令和5年2月3日財政危機宣言の解除。財政収支見直し「毎年35億～53億円不足」。令和3年、4年、行政改革を進めて、ありがとう。さらに進めてください。

3. 職員の給料は令和6年4月20万500円です。本来の民間企業は25万円～29万円です。

令和5年度の冬の手当、職員41才77万円。民間は97万でした。

堺市は職員・消防局・学校先生の給料を上げるべきです。

・年間の手当は4.5に進めてください。「実質的に上がりません、職員も年金少ないです」

・地域手当15%

- ・子ども手当 15,000 円
4. 職員の能力開発を進めてください。
 - ・人材育成の推進・職員研修

市民人権委員会審査分

5. 令和6年1月1日16時10分能登地震（堺市・4.0）でした。堺市の職員もはげんしました。防災士に堺市の地震対策を知らせてください。
6. 障害者・子ども・女性、堺市は差別のない社会を進めてください。

健康福祉委員会審査分

7. 障害者・高齢者・介護事業所に支援を進めてください。
8. 国民健康保険料正しくされて、市民（高齢者・障害者）保険料は堺市は安く、安心な医療費、制度あります。市民に知らせてください。
9. 子育て支援を進めてください。

産業環境委員会審査分

10. 観光推進を進めてください。

大阪市は、万国博覧会、開催します。堺市に外国人が来ます。堺市の観光政策を市民に知らせてください。
11. 国際課はウクライナ避難民への支援を進めて、アジア人（隣国）の支援を多く進めてください。
12. 消費喚起支援と先端設備等導入支援を進めてください。

建設委員会審査分

13. 都市計画インフラ整備を進めてください。

都市計画の基本的な方針を定めるものです。堺グランドデザイン 2040年の将来像やSDGsの考え方を取り入れて、市民に知らせてください。
14. 自転車のヘルメット着用率は堺市7%です。60%に進めてください。歩道は押してください。

文教委員会審査分

15. 堺市においては、これまでの経験を活かしながら、教育現場と力を合わせて、子どもをはじめ保護者、市民から信頼される組織づくりに取り組むとともに、堺市教育の充実に向けて、特に次の取組を推進してください。
 - ・子どもが前を向いて学ぶ。

- ・子どもたちの未来を見据えて。
- ・教育改革

受理年月日 令和6年1月30日

自治会活動について

陳 情 者 堺市南区
三原台1丁東自治会
会長 中 西 晃

三原第一公園に設置する水道設備の整備費に対する補助金について

陳情の内容

平素は、自治会活動にご支援ご協力を賜りお礼申し上げます。

当自治会は、昭和53年の7月設立以来45年を迎えます。これまで、春や秋の懇親会・新年会や子ども会活動、防犯活動、清掃活動、子どもの見守り活動などの多様なコミュニティ活動を推進してきたほか、三原台校区自治連合会が主催する様々な行事・企画への運営協力と参加を行ってきました。

当自治会の現在の加入世帯数は63世帯です。全体としては高齢者世帯が多数を占めておりますが、地域の戸建住宅の建替え更新により、子どものいる若年世帯の流入も見られますので、これら若年世帯への自治会加入に精力的に取り組んだ結果、直近の2年間では新たに10世帯が加入しています。最近の自治会の役員（班長）は、新規加入の若年世帯が中心になって運営されており、昨年には長らく中止されていた「子供まつり（ふじ子供会と共催）」も再開にこぎ着けることが出来ました。更には「防災ベンチを活用した親子防災くんれん」や「桜まつり」なども開催され、新しい自治会のコミュニティ活動も取り組まれています。

ところで、当自治会エリアのほぼ中央には「三原第一公園」（約700㎡）があります。この公園は、定期的な清掃と草刈り活動、花壇の整備と花の定植、水やり活動などの当自治会員のボランティア活動により、常に清潔で快適な公園として管理・維持されています。自治会の各種行事の開催場所としての活用のほか、子どもたちの日常の遊びの場、休憩や犬の散歩、近くの保育園児の遊びの場など、地域住民にはかけがえのないオープンスペースとなっています。

特に、当自治会の水やり活動は、自治会設立後まもなく公園に隣接する会員の敷地内に水栓ボックスを自治会費で設置し、長期間にわたって維持・継続されてきました。昨年1年間でみると、35世帯・延べでは160名余りの自治会員が参加しており、自治会の活動として定着しています。公園

内には、自治会員が毎年植える草花や宿根草の花が四季折々咲き、また公園内の樹木は、春は桜、夏は心地よい木陰、秋は紅葉というように、当自治会にとっては風物詩ともいえる存在となっています。

これまで多くの自治会員のボランティア活動によって支えられてきた「水やり活動」ですが、今年の3月には公園に隣接する会員の敷地内の水栓ボックスが撤去されたことにより、その継続が困難になっています。今年3月の自治会総会において、新たな水道設備の引込み整備を図るため65万円の予算を計上した後、アンケート調査も実施しましたが、反対意見が多く見られましたので、現状では自治会員の総意を得ることが難しいのが実情です。

公園内の花や樹木を育てるための水道設備が整備されなければ、当自治会の「水やり活動」を継続することはできません。また、「防災活動」や「子供会まつり」、「桜まつり」などの自治会行事にも水は不可欠ですので、このままでは自治会が実施する様々なコミュニティ活動の継続にも支障をきたすこととなります。

従いまして、児童公園である「三原第一公園」に自治会が整備する水道施設について補助金を支給いただきたくお願いする次第です。もちろん、水道施設の維持管理や水道料金については当自治会が負担いたします。

つきましては、下記の補助金について早急にご検討いただき、実現していただきますよう宜しくお願い申し上げます。

<陳情事項>

1. 児童公園である「三原第一公園」内にある花や樹木の維持管理に不可欠であり、また公園を活用した自治会の様々なコミュニティ活動を円滑に実施するために、自治会が設置する水道設備の整備に要する費用について、その1/2に相当する補助金を支出してください。

設置後の水道施設の維持管理及び水道料金の支払いは、自治会が責任をもって行います。

受理年月日 令和5年11月15日

障害者施策の充実について

陳 情 者 堺市南区
北 道 米 雄

介護用品、電動車椅子に関する事。

陳情の内容

電動車椅子の支給について、障害者支援法ではなく介護保険法の趣旨に基づいて、電動車椅子を支給してください。

受理年月日 令和6年1月25日

新型コロナウイルスワクチンについて

陳 情 者 堺市北区
呼吸の自由を取り戻す会・関西
鹿 釜 美千代

新型コロナワクチン健康被害実態調査の実施について

陳情の内容

2021年2月から新型コロナワクチンの接種が始まり3年が経ちました。

・現在のコロナワクチンの被害状況

副反応疑い報告(2023.10.27 第98回副反応検討部会)

報告数 36,698件、重篤者数 8,784件、死亡報告数 2,122件

予防接種健康被害救済制度(2024.1.26発表分)

これまでの進達受理件数 10,090件

認定件数 5,965件

否認件数 1,044件、保留件数 63件

死亡一時金または葬祭料に係る件数

進達受理件数 1,158件

認定件数 453件

否認件数 89件、保留件数 2件

2024.1.15発表の健康被害救済制度において、160件審議され、129件が認定。その内、5～11歳の子どもが3人認定されています。

堺市の副反応疑い報告においても2歳と7歳の方の報告が上がっていました。本来コロナに罹患し

でも重症化する恐れのない子どもたちに対し、中長期的な安全性の分かっていないワクチンの接種を行ったのは不適切ではなかったでしょうか？

・有志医師の会という医療の専門家が集まった団体があります。その専門家たちが子どもたちへのコロナワクチン接種の中止を求め、ワクチンの危険性を示す資料と共に要望書を全国の自治体の市長宛に送っていました。市は、全国有志医師の会からの要望書を受け取りましたか？受け取られたのであれば、どのような検討をし、市として5～11歳のワクチン接種券を配布するに至ったのでしょうか？

子どもたちへの接種に関しては、全国有志医師の会をはじめ、国内外の多くの専門家から懸念の声が上がっていました。全国有志医師の会の要望書の内容に、一斉送付をやめ、接種希望者のみに配布するよう記されており、5～11歳の接種券一斉送付をしていない自治体が88市町村。6ヶ月～4歳の接種券の一斉送付をしていない自治体が402市町村ありますが、ワクチン接種券の送付にあたっては要望書の中身を十分検討されましたか？

・新型コロナワクチンには、それぞれロット番号がつけられていますが、接種後にお亡くなりになられた方の数がロットによって大きく偏っています。

8番目に死亡者が多いロット番号EY0779は1名(未回復)、9番目に死亡者が多いロット番号FA4597は2名、12番目に死亡者が多いロット番号EY3860は1名の方が本市でも亡くなられています。

これらのロットについての本市の受け止めをお示してください。

また、健康被害が集中してるロットは本市において、どれだけの市民に接種されたのでしょうか？そのロット番号のワクチンを接種した市民に健康被害はおこってないのでしょうか？

・本年1/11に一般社団法人ワクチン問題研究会の設立6ヶ月の成果報告の記者会見が開かれ、ワクチン接種の副反応は多岐にわたり、医者でさえ何が起きているのか分からない、ワクチン後遺症に苦しみながらも理解されず泣き寝入りしてる人が多数いる、また、1年2年経ってから症状が出る場合もある、ワクチン接種が始まってから超過死亡が起こっている、ワクチンを打った後どういふ亡くなり方をしているのか、全例調査を行うべきとの発言がありました。その理由として、被害届を出していない人が多いのは、出したところで亡くなった人は戻らないから、集団接種した人の被害届は出せないと言われた人もいるとのことでした。本市ではどうなっていますか？状況を詳しくお示してください。

堺市民のワクチン副反応被害実態調査を行い、事実をしっかりと認識すること、得られた情報に対し、救済、生活支援を求めます。

受理年月日 令和6年2月1日

堺環濠都市北部地区について

陳 情 者 堺市堺区

堺環濠北部の町なみを考える会

世話人 北 岡 秀 彦

垂 井 寛

浜 野 美智子

陳情の内容

私たちは、平成30年（2018年）から令和3年（2021年）にかけて、堺環濠都市北部地区の景観規制に関して計3回市議会に陳情書を提出しました。また、その後、令和4年8月8日提出の陳情書で、「南部大阪都市計画都市再開発の方針」の変更等に関して、堺環濠都市北部地区に関する情報などの取り扱いが不適當であるなどと再三指摘して、前回令和5年11月13日提出の陳情書まで、計5回連続で陳情書を提出してきました。

令和5年1月26日提出の陳情書に対して、堺市都市計画課等は、「今回いただいたご助言を踏まえ、より分かりやすい明確な事実の説明に努めます。」と回答し、また、令和5年8月7日提出の陳情書に対しても、「『南部大阪都市計画都市再開発の方針』の変更にあたっては、いただいたご意見を踏まえ、市街地の名称等について分かりやすい表現とするよう努めます。」と回答しています。

ところが、またしても、都市計画課は、市民に分かりにくい都市計画を策定しようとしています。このようなことが繰り返されるということは、市当局が市民生活に大きな影響を与える都市計画の内容を、市民に対して正確に伝えるという責務を放棄していると思えません。

以上のような新たな状況を踏まえ、これまで市と本会が協働で取り組んできた景観規制の問題など、堺環濠都市北部地区についての最近の動きと従来からの疑問点などについて、以下の諸点について陳情させていただきます。

ご回答の程よろしくお願い致します。

<陳情事項>

産業環境委員会審査分

1. 公益社団法人堺観光コンベンション協会が発行している「堺観光ガイドブック」には、8ページの文久3年の大絵図のところには「環濠都市」という単語を使用して、北部地区を含め、大絵図の環濠都市全部を載せているのに対し、11ページの「環濠エリアの周辺もぐるり!」というイラストマップには、「堺環濠都市北部地区」の綾之町以北の北エリアがすっぽりと抜け落ちています。しかも、15ページの広域マップでは西の埋め立て地まで含んだかなり広い地域を「環濠エリア (P11)」として、上記の11ページとリンクさせています。これは、同じく「古墳エリア (P7)」として、リンクしている7ページのイラストマップとはかなり違います。7ページの古墳エリアのイラストマップは、広域マップの範囲とほぼ同じです。

このガイドマップでは、「堺環濠都市北部地区」の北エリア、つまり、「阪堺線綾之町停留場北側の密集した老朽木造住宅地区」が徹底的に排除されていることが明らかです。鉄砲鍛冶屋敷をはじめとする歴史的建造物が集積するこの地域を「堺観光ガイドブック」から排除しているという感覚は驚きで、このようなガイドブックを使用しているということからして、堺市当局には、本気で観光行政をしようという気があるのか疑わざるをえません。

しかも、昨年12月2日に開催された、鉄砲鍛冶屋敷講演会において、参加者全員にこのガイドブックが配布されたというではありませんか! 鉄砲鍛冶屋敷に関心を持って講演会に参加された方々に、鉄砲鍛冶屋敷のみならず、その存在する地域そのものを削除したガイドブックを配布するという、堺市観光当局の無神経さに愕然とするばかりです。

講演会では、冒頭に浦部喜行文化観光局長自らご挨拶されたということですが、局長はこのようなことをご存知なのでしょうか?

「類稀な堺の歴史文化資源」を活用する、歴史文化都市堺に相応しい、新たな観光ガイドブックの作成を求めます。

建設委員会審査分

2. 令和4年度から都市計画審議会に報告されていて、令和5年度の今年2月には説明会が開催され、その後、パブリックコメントが実施される予定の、「堺市立地適正化計画 (案)」において、またしても、堺環濠都市北部地区 (堺市都市計画マスタープランにおける「環濠エリア北部」) が都市計画上曖昧な位置に置かれています。

令和5年度第2回堺市都市計画審議会に報告された「堺市立地適正化計画 (素案)」では、「第5章 誘導施設及び都市機能誘導区域」の「4.誘導施設及び都市機能誘導区域」において、区域を「(1)都心、(2)都市拠点、(3)地域拠点、(4)駅前拠点」に分けています。その中の「(1)都心」には、堺環濠都市北部地区 (環濠エリア北部) を含む、環濠エリア、つまり堺環濠都市地域が全て包括されています。ところが、「(4)駅前拠点」には、「⑤七道駅」が含まれていて、

その範囲にも、堺環濠都市北部地区の北エリアなど（環濠エリア北部）がすっぽりと取り込まれています。これでは、環濠エリア北部が、「(1)都心」に含まれるのか、「(4)駅前拠点」に含まれるのか、計画案を丁寧に見た人でも、全く分かりません。

また、「第7章 誘導施設」にある「2.誘導施設」の〈都心〉の項には、「○環濠エリアにおいては、環濠の水辺を活かした魅力創出を図ります。また、歴史的な建造物やまちなみの保全形成を図ります。」と書かれていますが、「⑤七道駅」が含まれる、「地域拠点」「駅前拠点」の説明のところには、「⑤七道駅」の範囲に含まれる環濠エリア北部について何の説明もありません。「⑤七道駅」についての地図と記述だけを見れば、ここに、環濠エリアが存在することさえ分かりません。

しかも、環濠エリア北部の北の部分、つまり「阪堺線綾之町停留場北側の密集した老朽木造住宅地区」は、この春開館予定の鉄砲鍛冶屋敷をはじめとする、歴史的建造物が集積する地域で、環濠エリアにおいて、この地域ほど「歴史的な建造物やまちなみの保全形成を図」らなければならない地域はありません。「⑤七道駅」のところで、この説明をしなければ、まさしく「立地適正化計画」ではなく、「立地不適正化計画」となってしまうでしょう。早急に是正し、だれが見ても分るような正確な記述をすることが行政の責務であると考えます。「立地適正化計画（案）」の修正を求めます。

3. 冒頭に触れましたように、私たちは、景観規制についての陳情書を3回提出し、市議会建設委員会で議員さんにも何回か質問もしていただきました。しかし、令和3年8月10日に提出した陳情書にあるように、堺市と当会が協働で実施した意向調査の後、コロナ禍を口実に、堺市は調査結果に関する説明会も実施せず、現在に到るまで、私たちとの景観規制をめぐる協議にも応じていません。堺市と当会との景観規制への取組は、宙に浮いたままです。

このような状況の中、ついに、町なみ再生事業の重点地区に位置する空き地（元パチンコ店跡）に、10階建てマンションの計画が公表されました。このことは、結局、堺市が歴史文化資源を活かしたまちづくりに全く取り組もうとしなかったことの結果であり、世界遺産を持つ政令市として、あまりにもお粗末な結果を市民にもたらしたと言わざるを得ません。堺市は、ここにマンションが建設されることが相応しいと思っていることになります。ここでも、やはり、「類稀な堺の歴史文化資源」を活かしたまちづくりを本気でする気がないことが露呈されています。

この際、堺市は「立地適正化計画」を策定するに当たって、「堺市環濠都市北部地区には、景観規制をする必要はない。マンションを建てて、居住誘導を図る」と、市民住民に包み隠すことなく説明するのか、または、遅まきながら、今回の事態を重く受け止め深く反省して、マスタープランや「堺市基本計画2025」で示されたような歴史文化を活かしたまちづくりに回帰すると説明するのか、堺市の選択が問われていると思います。ここでも、市民に「分かりやすい

表現」で「より分りやすい明確な事実の説明に努め」ていただくことを求めます。

受理年月日 令和6年2月1日

西除川周辺整備について

陳 情 者 堺市東区
藤 原 詳 史

西除川護岸工事に伴う道路の環境整備について

陳情の内容

緑化地域の充実及び遊歩道の整備

我々が住む南野田及び北野田は以前野田村と言われていたそうで田畑の多い地区であったと聞き及んでいるが、その為とその後の発展で道路の整備も進んだであろうものの当時の畦道が舗装された、と想像されます。

自動車道路も確保されたものの歩道を作るほどの道路巾も取れず歩行も危険でなおかつ街路樹を植えるスペースも確保できません。

又、これらの解決策の一部として公園の整備が進められた、と聞いておりますが、成人がその場所を利用するスペースとして不可能と思われます。

このような環境の中ではやすらぎや快適さを求めることはできません。

上記の通り一般道路上に植樹及び散歩可能な歩道の施設が無理なので残された場所として水辺のある川沿いの利用しか無い、と考えています。

特に私のような高齢者には緑と運動できるスペースが必要です。

堺市は歴史ある文化都市です。精神的にも文化都市であって欲しい、と願っております。

<陳情事項>

1. 西除川幸橋から改進黨及びその他の場所を植樹すること。
2. 西除川両側の遊歩道を整備すること。

受理年月日 令和6年1月15日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区

城山台回りのバス路線改善を求める会

片 山 美智子

城山台からのバス利用に関するお願い

陳情の内容

南区は緑豊かで住みやすいところですが、坂が多く自動車が無ければ移動に不便です。長く住み続けるためには安全に出かけられるバスの利用が生活に欠かせません。高齢化が進む南区でのバス路線の充実をお願いいたします。

私たちは2021年9月より陳情書を出し続けています。私たちの要望に対し、2022年12月には「事業者との協議・調整の結果、実現したところもある」との回答をいただき心強く思っています。今後も事業者との協議・調整の取り組みをおこない、ぜひとも要望事項を実現させていただきたく、今回も陳情書を提出いたします。

市に陳情を出すのは、事業者への交渉だけでなく、市が市民のための公共交通を担ってほしいと願うからです。住民の要望は、「バスの本数を増やしてほしい」「反対回りの路線も欲しい」等たくさんあります。しかし、事業者では不便を感じている住民のために採算性を度外視した交通の充実は難しいものと考えます。だからこそ、堺市が積極的に市民の利便性向上のためのバス運行を考え実施していただきたいと思います。南区役所近くを經由する路線をどうすれば実現できるのかを考えていただきますようお願いいたします。

堺市のふれあいバスは利用していた者にとっては大切な交通手段でした。公共交通は、大量輸送を担うだけでなく、利用者の利便性を図るという重要な役割を持つと考えています。利用者が多くなくても、必要な所に施策していくのが公共交通ではないでしょうか。乗り継ぎは、高齢者にとってとても大変なものです。やがて、若い皆様方もお年を召されます。足腰が不自由になる時の事をお考えくだされば幸いです。堺市として、市民が市の施設を使いやすくする施策をおこない、高齢になっても住みやすい堺市であることを念願しています。

また、堺市がこれまで充実させてきたおでかけ応援制度をより拡充していただけるよう要望し

ます。65歳にならなくても、自動車運転が困難である等、不便を感じている幅広い市民への利用を上げる施策をおこなってください。みんなが住みやすい堺市にさせていただくことが、より堺市の活性化につながると考えます。よろしくお願いいたします。

<陳情事項>

1. 南海バス城山台回り泉ヶ丘行きのバス路線を、途中で南区役所近くを経由する路線とし、南区役所に行きやすくなるよう南海バスへ働きかけ、改善の交渉をしてください。
2. 南区のバス運行を南海バスに任せるだけでなく、堺市として責任をもって、市民が便利に出かけることのできるバス運行を考えてください。
3. ふれあいバスを再開し、市民が市の施設を利用しやすくなるようにしてください。
4. おでかけ応援制度をより拡充し、幅広い市民が利用できるようにしてください。

受理年月日 令和6年1月29日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区
住みよい堺市をつくる会宮山台中学校区連絡会
代表 青 野 敬 次
堺市南区
二 木 知恵子 他272名

陳情の内容

堺市におかれましては、高齢者をはじめ市民の健康と暮らしを守るために努力されておられることに感謝申し上げます。私たちが、2018年6月議会に提出しました要求項目に対して事業者の南海バスは、「新規路線の開設は事業としての採算性、今後の発展性など、多角的な研究・分析が必要となり、慎重に判断が必要であり即時の開設は致しかねますが、お寄せいただいた要望は今後の事業計画作成時の参考とさせていただきます」との回答。堺市は「今後も事業者と協力しながら公共交通の利便性向上に取り組めます」との回答でした。

この6年間、私たちは市民に堺市、南海バスの回答を伝え要求運動を続けてきました。市民からは「この要求署名待っていたんや」「通勤通学など便利になる」「西区の人を泉ヶ丘に呼び込める」「地域の活性化につながる」また、JR利用者からも「早く実現して欲しい」など実現が待たれています。一方、泉ヶ丘周辺の街づくりの進捗状況では近畿大学病院が2025年11月に移転することが発表されています。人の移動が大きく変わると思います。

また、市民の高齢化も進み運転免許証の返納者が増えています。地域で健康に生きていくためには外出し、人との交流を深めていくことが大切です。日々の移動はバスしかありません。6年間に市民から寄せられた署名は3,300筆を超えています。住みよい堺市をつくる会が行った市民アンケートで、堺市に力を入れてほしいこととして福祉の充実、教育の充実に次いで、公共交通の充実（電車・バス）を求める声が多く寄せられています。

市民の移動が保障される移動権、生活権「生きていく上で最も生活実態に密着した重要な権利」です。堺市は住民の暮らしを守る視点から考え私たちの要望の後押しをして下さい。

私たちは、議会ごとに堺市への陳情、意見陳述を行ってきました。建設委員会では「バス路線新

設の要望は強いものがあり鳳駅前バスターミナル整備も進み現路線の利便性が変わってくる。事業者の考えもありますが、行政の役割は、不採算であっても住民の移動する権利を保障していく立場で対応することが大事だ」「行政が利用者の声を聴いて企業ベースでなく行政の関与が重要だ。堺市は企業努力を引き出し、行政も支援し市民が暮らしやすくしていくこと」との意見が出されました。

堺市は私たちの要望をぜひとも実現するために南海バスに働きかけてください。

全国に誇れる堺市の「おでかけ応援バス制度は市民の宝」です。利用対象者を拡充して下さい。

私たちが要望する項目を一日も早く実現のためご尽力いただきますようお願いいたします。

<陳情事項>

1. 泉ヶ丘からJR鳳駅へのバス路線の新設を南海バスに働きかけてください。
2. おでかけ応援バスを子ども・障害者・妊婦・生活困窮者にも適用して下さい。
3. おでかけ応援バスの乗り継ぎ制度の充実を南海バスに働きかけてください。

受理年月日 令和6年1月31日

公園について

陳 情 者 堺市東区

大池・中池・甚平池に公園をつくる会

代表 岩 間 哲 朗

陳情の内容

堺市の都市計画で公園建設が決定している大池、中池、甚平池の公園建設に予算を付けて、早急に公園建設を進めてください。

特に、大池を埋め立てて広域避難所を建設し、浦芝地域から避難道路を新たに設けることは緊急の課題であり、早急に進めてください。

2024年元旦に発生した能登半島地震は、石川県をはじめ新潟県や秋田県など広域にわたって甚大な被害を引き起こした。

石川県内の被害状況は、死亡者238人、安否不明者19人、全壊・半壊など住宅被害は4万4,300棟、そして現在でも停電や断水被害が続いており、一日も早い復旧と復興が求められている。

今から30年以内に発生すると予測されている南海トラフ地震による被害は、これを大きく上回る甚大な被害をもたらすことが明らかである。

日本でも住宅密集地が多いとされる大阪市や堺市、なかでも浦芝地域は住宅が密集して立ち並び、道路は狭くて迷路状の箇所が多く存在する。

このような地域で地震が発生すれば、家屋や建物が甚大な被害を被るだけでなく、地域の北東側にある大池や中池、甚平池に阻まれた地域住民に逃げ場はなく、避難の際には大きな混乱と被害が生じることが明らかである。この地域には避難道路の開設も緊急の課題である。

このように、浦芝地域に避難路を早急に建設することと広域避難場所と施設をつくることは、能登半島地震の教訓として緊急の課題であり、早急に実現するため予算を立てて実現することが地域住民の切実な要求となっている。

また、広域避難所の建設が実現されることは、堺市民に不足する「フレイル」活動を促進して、市民の健康づくりを応援することにも大きく貢献することになる。

<陳情事項>

1. 大池に広域避難所を建設するため、早急に建設予算を立てその実現を図ること。
2. 特に浦芝地域の住宅密集地から広域避難場所への避難道路を開設すること。

受理年月日 令和6年2月1日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
堺学童保育連絡協議会
会長 松 谷 有 紀

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

私たち、堺学童保育連絡協議会（以下、学保連）は1970年に結成され、これまで堺の学童保育において、こどもたちの生活の充実と発展を願って活動をすすめてきています。堺の学童保育である「のびのびルーム」において、超大規模化の問題、指導員不足の問題、専用室確保の問題は全市的な改善が行われず校区による差異が生じており、こどもたちの生活環境に大きな影響を与えており早期の解決を望みます。

さて、こども家庭庁が2024年度の予算案において放課後児童健全育成事業における「運営費における常勤職員配置の改善」を発表しました。国が学童保育において「常勤職員」の必要性を認めたことは大きな前進です。堺市においても指導員の常勤配置が進んで、指導員が保育に専念できて保育内容の向上、こども対応、保護者対応が充実することを要望します。

こどもたちの掛け替えのない放課後の生活を充実、発展させるために今回の運営事業者の選定について以下の項目を陳情いたします。誠意ある回答をお願いします。

<陳情事項>

1. 指導員の配置について

前回の陳情書に対して「配慮を要する児童への対応等のための追加配置指導員については配置を義務付けていませんが一部配置されていないルームがありました」と回答がありました。

委託業務仕様書には「障害等のため配慮を要する児童の在籍や安全管理上必要な場合等に伴う業務従事者の追加配置については、発注者が必要と認めた場合について行うものとする」とあります。

実際には配慮児童への加配は放課後子ども支援課が当該児童の「観察」を行い、点数化して

配置の決定を行っています。しかし、配置を決めるのは運営事業者だということになり、回答にあるように「一部配置されていないルームがある」という事態が起こっています。運営事業者の判断ではなく、堺市放課後児童対策事業の実施主体として堺市が加配指導員の配置を義務付けて、子どもたちの安全と成長、発達に責任をもってください。

2. 指導員の勤務実態の調査

前回の陳情書の「履行確認」の項目において、運営事業者ごとに「役職者がいない、指導員が不足している日が数日ある」「本事業は委託業務として実施していることから、運営事業者が雇用する補助員を含む指導員の経験年数について、本市は把握していません」との回答がありました。

のびのびルームの現場では、指導員不足が常態化していて、指導員の経験年数の短縮化、高齢化が進んでいます。ある校区には70歳代の指導員も配置されていて、「外あそびはできません」と発言したり、子どもたちから「大丈夫かな」と心配されているといます。

また、今年度の運営事業者の変更があった校区では指導員の交代があり、保育内容、保護者対応において混乱が起こった校区もありました。

委託業務仕様書の指導員の役割には「放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、各関係機関と連携して児童にとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う」とあります。まさに、専門性が求められる内容です。

堺市は本事業が円滑に運営されるために「指導員の勤務実態（年齢、経験年数、給与、休暇の取得）」について調査を行い、報告してください。そして、改善策を示してください。

3. 指導員の常勤配置について

こども家庭庁が2024年度の予算案において放課後児童健全育成事業における「運営費における常勤職員配置の改善」を発表しました。国が学童保育において「常勤職員」の必要性を認めたことは大きな前進です。

放課後児童対策事業の要は指導員です。堺市は指導員不足の解消は「労働条件の改善」にあることを認めています。堺市は国の「指導員の常勤職員配置の改善」について補助金を取れるように予算措置を行い、早期の実施を求めます。

4. 保育環境の改善について

前回の陳情書で運営事業者による保育環境の違いについて要望しました。のびのびルームはもうすぐ、1997年の事業開始から27年目を迎えます。この間に、水道設備の配備、冷蔵庫、エアコンの配置、タイルカーペットからクッションフロアへの交換、LED照明への交換など環境は改善していただきました。しかし、経年劣化により、教室のドア、柵が危険な状態のところもあります。環境整備の計画を速めてください。

また、大規模ルームの解消は「専用教室の確保と組織ごとの運営の実施」しか方法はないと考えます。そこで、校区ごとの児童数と組織数、専用教室、共用教室の数と使用状況などについておしえてください。

前回の陳情書で教育次長、地域教育支援部長が行った、のびのびルームへの視察の堺市長への報告内容をおしえていただきました。何も問題がないような内容に驚いています。視察に行かれた、榎小学校、三国丘小学校ではありませんが、同じような大規模ルームの百舌鳥のびのびルーム保護者会から、陳情書が提出されているように現場は大変な状況で保護者からも要望がでていのに、この内容は納得いきません。堺市長の直接視察を強く求めますが、代わりの方が行うのであれば、動画を撮る、現場の指導員、保護者にも意見を聞くなどして再度視察を行い、堺市長に報告をしてください。

5. 研修会について

指導員への研修については「参加率は報告を求めているため把握していないが、現在、報告内容の見直しを行っています」と回答をいただきました。ぜひ、参加率を加えていただくのと賃金保証の有無についても報告内容に加えてください。

6. 事業内容をよくするために

堺市では、運営状況を把握するために利用児童及び保護者を対象としたアンケートが実施されています。結果は公表されていますが、その結果に対する堺市としての評価をおしえてください。また、アンケート結果を運営事業者と共有しているとありますが、堺市と運営事業者の連絡調整会議の内容をおしえてください。

のびのびルームの充実、発展のためには関係者が協議する場が必要です。子どもの権利条約では「こどもの意見表明権」も保障されています。ぜひ、こどもの代表も参加できる「運営協議会」の設置を求めます。

受理年月日 令和6年2月1日

令和6年 第1回市議会(定例会)陳情書綴

令和6年2月 発行

編集・発行 堺市議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 真生印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-23-0022



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。